

業務請負契約書（案）

- 1 件 名 大分森林管理署用自動車点検等業務
- 2 仕 様 別紙 1 庁用自動車点検等業務仕様書のとおり
- 3 契 約 単 価 別紙 2 単価表（内訳書）のとおり
- 4 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 26 日まで
- 5 檢 查 場 所 別紙 3 自動車分解整備事業場一覧のとおり
- 6 履 行 期 限 発注の都度指示
- 7 契 約 保 証 金 免除

上記、大分森林管理署用自動車点検等業務（以下「業務」という。）について、分任支出負担行為担当官 大分森林管理署長 平浪 浩二（以下「発注者」という。）と受注者 ○○○○（以下「受注者」という。）との間に、上記各項及び次の各契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 住所 大分県大分市王子北町 3 番 46 号
氏名 分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長 平浪 浩二 印

受注者 住所
氏名 印

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この請負契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この請負契約書及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この請負契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬ。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この請負契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約に係る期間の定めについては、仕様書に特別の定めがある場合を除き、この請負契約書における期間の定めが適用されるものとする。この請負契約書及び仕様書に規定されていない期間の定めに関しては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第 35 条の規定に基づき、発注者受注者協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発注者が、第 6 条に規定する監督職員を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、監督職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 受注者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下

「債権譲渡特例法」という。) 第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発注者は、受注者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再請負」という。)を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して発注者の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合(「再請負比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3 受注者は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、再々請負(再々請負以降の請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 受注者は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務(印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務)であって、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象で

ある旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する受注者の責任)

第5条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 受注者は、身分証明書を明示して、受注者の使用人であることを明確にするものとする。
- 3 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(監督職員)

第6条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(管理責任者)

第7条 受注者は、業務を実施するに当たって管理責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、管理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 管理責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第8条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の管理責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 受注者は前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係わる事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 発注者は前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更)

第9条 発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第10条 履行期間の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第11条 契約金額の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には発注者が定め、受注者に通知する。
2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者受注者協議して定める。

(臨機の措置)

第12条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者受注者協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(損失負担)

第13条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。
- 3 受注者は、受注者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(整備の追加)

第14条 受注者は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに発注者又は発注者の指定した職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするものとする。

- 2 発注者は、前項の受注者の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を受注者と締結するものとする。

(検査)

第15条 受注者は、業務の履行を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
- 3 受注者又は受注者の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者又は受注者の使用人が検査に立ち会わないとときは、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査職員は、検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不当な箇所を発見した合は、受注者に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。
この場合には、受注者は、直ちに不当な箇所の補修を行わなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、発注者が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。
- 6 検査及び納入に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

(所有権及び危険負担の移転)

- 第15条の2 業務成果品の所有権は、前条の検査に合格し、発注者が当該成果品の引渡しを受けたとき又は第18条第2項の規定により減額請求した場合において、発注者が当該成果品の納入を認め、その引渡しを受けたときに、受注者から発注者に移転するものとする。
- 2 前項の規定により業務成果品の所有権が発注者に移転したときに、発注者は受注者の責めに帰すべからざる事由による業務成果品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

第16条 受注者は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数ヶ

月分をとりまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を受注者に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、受注者に返送した場合には、発注者がその返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。

（保証）

第17条 受注者は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと受注者が認めたときは、その不具合箇所を受注者の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、受注者の発行する整備保証書による。

（業務の履行責任）

第18条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は（以下「契約不適合」という。）、受注者に対し成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 発注者が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、成果品を納入した時（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時）において、受注者が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行つた後請求しようとす

るときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 3 条の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 19 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第 29 条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 27 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第 19 条の 3 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 20 条 発注者は、業務が完了しない間は、第 19 条又は第 19 条の 2 に規定する場合のほか必要

があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 22 条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第 23 条 受注者は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第 24 条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

- 第 25 条 発注者は、第 19 条、第 19 条の 2、第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 受注者は、発注者が第 21 条、第 22 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第 26 条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否せざるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(受注者の催告による解除権)

- 第 27 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第 27 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第 10 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 発注者が第 29 条の規定に違反したとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合)

- 第 27 条の 3 第 27 条及び前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるとき

は、受注者は、第 27 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 27 条の 4 第 28 条第 1 項の規定は、第 27 条及び第 27 条の 2 の規定により契約が解除された場合に準用する。

2 受注者は、発注者が第 27 条又は第 27 条の 2 の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 28 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。

2 受注者は、第 19 条又は第 19 条の 2 の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の検査合格部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が解除された場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 29 条 発注者及び受注者は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(延滞金の徴収及び遅延利息の請求)

第30条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

- 2 発注者の責に帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第16条第2項の規定による契約代金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を、受注者は発注者に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数については、発注者は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(賠償金等の徴収)

第31条 受注者がこの契約書に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の延滞金の額を加算した額と、発注者の支払うべき契約金額を相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第32条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第33条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金

として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受注者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（著作権等）

- 第34条 受注者は、この契約によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 受注者は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- 3 受注者は、発注者が納入成果品を活用する場合及び発注者が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、発注者は受注者と協議してその利用の取り

決めをするものとする。

- 4 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(個人情報の取扱)

- 第 35 条 受注者及びこの請負業務に従事する者（従事した者を含む。以下「請負業務従事者」という。）は、この請負業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を請負業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 受注者及び請負業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 3 前二項については、この請負業務が終了した後においても同様とする。

第 36 条 受注者は、請負業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出してはならない。

第 37 条 受注者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

第 38 条 受注者は、請負業務が終了したときは、この請負業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(紛争の解決)

- 第 39 条 この契約書の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかつた場合において、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者受注者間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者受注者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者受注者折半し、その他のものは発注者受注者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者

から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の業務の執行に関する紛争については、第8条第2項及び第4項の規定により受注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、発注者又は受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第40条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

別紙

請負契約再請負承認申請書

番号
年月日

分任支出負担行為担当官

大分森林管理署長 殿

(請負者)

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付けで締結した に係る請負契約について、下記のとおり再請負したいので、請負契約書第3条の規定により承認されたく申請します。

記

1 再請負先の相手方の住所及び氏名

2 再請負の業務範囲

3 再請負の必要性

4 再請負の金額

5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

別紙1

庁用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙(1)自動車点検等委託車両一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、一覧表別紙に予定数量を掲示するが、受注者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者(以下「契約担当職員」という。)に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 受注者は、契約担当職員の発行する発注書(以下「発注書」という。)に基づき、別紙(2)車両配置場所庁舎一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

(2) 発注書並びに単価表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「法」という。)第48条に基づく点検整備とする。

イ 繼続検査とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

エ 繼続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

オ 車両陸送とは、車両配置場所庁舎から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両配置場所庁舎までの納車の作業をいう。

カ ワイパープレードゴム及びオイルエレメントについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

キ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マット等の清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

ク 別途発注

上記以外の業務について、契約担当職員は受注者に依頼できるものとする。

3 その他

受注者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

別紙(1)

令和7年度 自動車点検等委託車両一覧表

No.	車両配置場所	車台番号	型式	登録番号	車両用途	車名	車両重量	車両総重量	排気量	自動車重量税	自賠責保険料	登録年月日	車検満了日	保険(共済)期間		点検等区分
														自	至	
1	大分森林管理署	SKE-052526	5AA-SKE	大分3 0 0 6 2	普通・乗用	スバルフォレスター	1,620	1,895	1.99	32,800	17,650	令和3年3月22日	令和8年3月21日	令和6年4月22日	令和8年4月22日	○
2	大分森林管理署	NT32-530558	DBA-NT32	大分3 0 0 8 8 7 2	普通・乗用	ニッサンエクストレイル	1,500	1,775	1.99			平成28年2月24日	令和9年2月23日	令和7年3月24日	令和9年3月24日	○
3	大分森林管理署	S15-095174	DBA-S15	大分3 0 0 7 8 5 7	普通・乗用	スバルフォレスター	1,500	1,775	1.99	24,600	17,650	平成29年1月30日	令和8年1月29日	令和6年2月29日	令和8年2月28日	○
4	大分森林管理署	NT32-591576	DBA-NT32	大分3 0 0 9 1 6 9	普通・乗用	ニッサンエクストレイル	1,530	1,805	1.99			令和2年3月9日	令和9年3月8日	令和7年4月9日	令和9年4月9日	○
5	大分森林管理署	MN71S-318764	4AA-MN71S	大分5 0 1 2 4 6 5	小型・乗用	スズキクロスビー	1,000	1,275	0.99			令和6年1月18日	令和9年1月17日	令和6年1月17日	令和9年4月9日	○
6	大分森林管理署	MN71S-318685	4AA-MN71S	大分5 0 1 2 4 6 8	小型・乗用	スズキクロスビー	1,000	1,275	0.99			令和6年1月18日	令和9年1月17日	令和6年1月18日	令和9年2月18日	○
7	大分森林管理署	JA910S-0037106	5BA-JA910S	大分5 8 1 1 8 2 1	軽・乗用	ダイハツタフト	890	1,110	0.65	6,600	17,540	令和5年1月18日	令和8年1月17日	令和5年1月17日	令和8年2月18日	○
8	大分森林管理署	S331V-0261870	3BD-S331V	大分4 8 0 2 4 1 2 6	軽・貨物	ダイハツハイゼット カーゴクーリーズ	1,010	1,320	0.65			令和3年3月9日	令和9年3月8日	令和7年4月9日	令和9年4月9日	○
9	大分森林管理署	J1210G-2000399	ABA-J1210G	大分5 0 1 7 8 5 5 3	小型・乗用	ダイハツビーチゴ	1,200	1,475	1.49	34,200	17,650	平成25年2月21日	令和8年2月20日	令和6年2月21日	令和8年2月21日	○
10	青山森林事務所	RU2-13050707	DBA-RU2	大分3 0 0 6 0 4 3	普通・乗用	ホンダベゼル	1,270	1,545	1.49			令和1年11月12日	令和8年11月11日	令和6年12月12日	令和8年12月12日	○
11	青山森林事務所	J210E-0036841	ABA-J1210E	大分5 0 1 1 3 2 4	小型・乗用	トヨタラッシュ	1,200	1,475	1.49	34,200	17,650	平成23年3月18日	令和8年3月17日	令和6年4月9日	令和8年4月9日	○
12	直川森林事務所	J210G-2001458	ABA-J1210G	大分5 0 1 7 8 2 6	小型・乗用	ダイハツビーチゴ	1,200	1,475	1.49			平成28年2月19日	令和9年2月18日	令和7年3月19日	令和9年3月19日	○
13	竹田森林事務所	J210G-2000819	ABA-J1210G	大分5 0 1 5 2 3 3 0	小型・乗用	ダイハツビーチゴ	1,200	1,475	1.49			平成26年2月12日	令和9年2月11日	令和7年2月12日	令和9年2月12日	○
14	竹田森林事務所	S211P-0175443	EBD-S211P	大分4 8 0 2 6 1 0 0	軽・貨物	ダイハツトラック	770	1,230	0.65	8,200	17,540	平成24年2月27日	令和6年3月27日	令和6年3月27日	令和8年3月27日	○
15	久住森林事務所	RU2-1302313	DBA-RU2	大分3 0 0 5 9 1 8	普通・乗用	ホンダベゼル	1,280	1,555	1.49	24,600	17,650	平成30年11月12日	令和7年11月11日	令和5年12月12日	令和7年12月12日	○
16	久住森林事務所	TV2-132178	EBD-TV2	大分4 8 0 2 7 5 1 4	軽・貨物	スバルデイアス	960	1,420	0.65	8,200	17,540	平成22年3月16日	令和8年3月15日	令和6年4月16日	令和8年4月16日	○
17	大原森林事務所	J210G-0008610	ABA-J1210G	大分5 0 1 2 9 0 3 1	小型・乗用	ダイハツビーチゴ	1,200	1,475	1.49	34,200	17,650	平成23年1月26日	令和8年1月27日	令和6年2月26日	令和8年2月26日	○
18	大原森林事務所	HIM2-1705467	ABA-HM2	大分5 8 0 2 7 6 1 7	軽・乗用	ホンダバモス	1,020	1,240	0.65			平成20年3月21日	令和9年3月22日	令和7年4月21日	令和9年4月21日	○

令和7年度 自動車点検等委託車両一覧表別紙（予定数量）

No.	登録番号	自動車重量税	自賠責保険料	大分森林管理署													
				継続点検（車検・乗用）	継続点検（車検・軽）	年点検（軽）	年点検（乗用）	保安確認	検査代行	車両陸送	スチム洗浄	エンジンオイル交換	オイルエレメント交換	交換イパードゴム（運転席側）	交換イパードゴム（助手席側）	交換イパードゴム（後部）	ブレーキ調整
1	大分3000Φ62	32,800	17,650	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	大分3000ま8872	0	0			1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	大分3000み7857	24,600	17,650	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	大分3000も9169	0	0			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	大分501ふ2465	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	大分501ふ2468	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	大分581と1821	6,600	17,540	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	大分480つ4126	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	大分501そ8553	34,200	17,650	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	大分3000も6043	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	大分501す1324	34,200	17,650	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	大分501て7826	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	大分501ち2330	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	大分480け6100	8,200	17,540	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	大分300め5918	24,600	17,650	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	大分480き7514	8,200	17,540	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	大分501さ9031	34,200	17,650	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	大分580さ7617	0	0			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計合数	207,600	158,520	6	3	7	2	18	9	18	18	16	9	18	18	9	18

注) 1. 車両の更新・廃棄・管理替等により点検等委託車両及び台数の変更に伴い、委託項目が変更される場合がある。

別紙(2)

車両配置場所庁舎一覧表

車両配置場所庁舎	住所	電話番号	台数
大分森林管理署	〒870-0005 大分市王子北町3-46	097-532-9281	9
青山森林事務所	〒876-0851 佐伯市常盤東町8-5	0972-24-0125	2
直川森林事務所	〒879-3101 佐伯市直川大字赤木580	0972-58-2032	1
竹田森林事務所	〒878-0011 竹田市大字会々字七里2050-1	0974-63-3120	2
久住森林事務所	〒878-0201 竹田市久住町大字久住6435-2	0974-76-0035	2
大原森林事務所	〒879-3201 佐伯市宇目大字大平2073-2	0972-53-2102	2
計			18

別紙2

単価表(内訳書)

件名(項目)	数量	単位	単価	金額
自動車重量税 乗用自動車(自家用) 車両重量2.0tまで 2年	1	台	32,800	32,800
自動車重量税 乗用自動車(自家用) 車両重量1.5tまで 2年	2	台	24,600	49,200
自動車重量税 乗用自動車(自家用) 車両重量1.5tまで 2年(13年以上)	3	台	34,200	102,600
自動車重量税 検査対象軽自動車(自家用) 2年 (13年以上)	2	台	8,200	16,400
自動車重量税 検査対象軽自動車(自家用) 2年	1	台	6,600	6,600
自動車重量税計(A)				207,600
自賠責保険料 自家用乗用自動車 本土 24ヶ月契約	6	台	17,650	105,900
自賠責保険料 軽自動車検査対象車 本土 24ヶ月契約	3	台	17,540	52,620
自動車損害賠償責任保険料計(B)				158,520
継続点検(車検)	普通自動車車両重量2.0tまで	2	台	
	普通自動車車両重量1.5tまで	4	台	
	軽自動車	3	台	
1年点検	普通自動車車両重量2.0tまで	2	台	
	普通自動車車両重量1.5tまで	5	台	
	軽自動車	2	台	
保安確認	18	台		
検査代行	9	台		
車両陸送	大分市	9	台	
	竹田市	4	台	
	佐伯市	5	台	
スチーム洗浄	18	台		
エンジンオイル交換	18	台		
オイルエレメント交換	18	台		
ワイパーブレードゴム交換(運転席側)	18	台		
ワイパーブレードゴム交換(助手席側)	18	台		
ワイパーブレードゴム交換(後部)	16	台		
ラジエターLLC液交換	9	台		
補機ベルト調整	18	台		
Rブレーキ調整	18	台		
下回り防錆処理	9	台		
車内清掃	18	台		
作業料金計(C)				

単価表(内訳書)

件名(項目)	数量	単位	単価	金額
(A S P M I 品 規 格) エンジンオイル	平成29~令和3年式 スバルフォレスター	2	台	
	平成28~令和2年式 ニッサンエクストレイル	2	台	
	令和5年式 ダイハツタフト	1	台	
	令和6年式 スズキクロスビー	2	台	
	令和3年式 ダイハツ ハイゼット カーゴクルーズ	1	台	
	平成23~平成28年式 ダイハツビーゴ	4	台	
	平成30年~令和元年式 ホンダベゼル	2	台	
	平成24年式 ダイハツトラック	1	台	
	平成22年式 スバルディアス	1	台	
	平成20年式 ホンダバモス	1	台	
オイルエレメント	平成29~令和3年式 スバルフォレスター	2	個	
	平成28~令和2年式 ニッサンエクストレイル	2	個	
	令和5年式 ダイハツタフト	1	個	
	令和6年式 スズキクロスビー	2	個	
	令和3年式 ダイハツ ハイゼット カーゴクルーズ	1	個	
	平成23~平成28年式 ダイハツビーゴ	4	個	
	平成30年~令和元年式 ホンダベゼル	2	個	
	平成24年式 ダイハツトラック	1	個	
	平成22年式 スバルディアス	1	個	
	平成20年式 ホンダバモス	1	個	
ラジエターLLC	平成29~令和3年式 スバルフォレスター	2	台	
	令和5年式 ダイハツタフト	1	台	
	平成23年~平成25年式 ダイハツビーゴ	2	台	
	平成23年式 トヨタラッシュ	1	台	
	平成24年式 ダイハツトラック	1	台	
	平成30年式 ホンダベゼル	1	台	
	平成22年式 スバルディアス	1	台	

単価表(内訳書)

件名(項目)	数量	単位	単価	金額
ワイパー・ブレード・ゴム	運転席	2	本	
	助手席	2	本	
	後部	2	本	
	運転席	2	本	
	助手席	2	本	
	後部	2	本	
	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
	運転席	2	本	
	助手席	2	本	
令和3年式 ダイハツ クロスビー	後部	2	本	
	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
令和3年式 ダイハツ ハイゼット カーゴ クルーズ	後部	1	本	
	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
平成23～平成28年式 ダイハツビーゴ	運転席	4	本	
	助手席	4	本	
	後部	4	本	
平成30年～令和元年式 ホンダベゼル	運転席	2	本	
	助手席	2	本	
	後部	2	本	
平成24年式 ダイハツトラック	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
平成22年式 スバルディアス	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
	後部	1	本	
平成20年式 ホンダバモス	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
	後部	1	本	
平成23年式 トヨタラッシュ	運転席	1	本	
	助手席	1	本	
	後部	1	本	
部品料金計(D)				

$$(A) + (B) + (C) + (D) = \boxed{366,120}$$

非課税金額	366,120
課税金額	0
消費税	0
契約予定金額	366,120

別紙3

自動車分解整備事業場一覧

名称	左庁舎の車両を整備する 自動車分解整備事業者名	事業場住所	電話番号	備考
大分森林管理署				
青山森林事務所				
直川森林事務所				
竹田森林事務所				
久住森林事務所				
大原森林事務所				